

弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、法、政令、施行規則で使用する用語の例による。

(総合事業の実施内容)

第4条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス

- (ア) 訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護サービスに相当するものをいう。以下同じ。）
- (イ) 生活支援サービスⅠ・Ⅱ（(ア)の基準より緩和された基準で行われる生活支援をいう。以下同じ。）
- (ウ) 地域型ヘルパーサービス（住民主体で行われる生活支援をいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス

- (ア) 通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護サービスに相当するものをいう。以下同じ。）
- (イ) 生きがい型デイサービス（(ア)の基準より緩和された基準で行われる通所サービスをいう。以下同じ。）
- (ウ) 地域型デイサービス（住民主体で行われる介護予防に資する活動をいう。以下同じ。）
- (エ) 通所型サービスC（保健・医療の専門家により提供される、3か月から6か月までの短期間で行われるサービスをいう。以下同じ。）

ウ 介護予防ケアマネジメント

- (ア) ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメントをいう。）
- (イ) ケアマネジメントB（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントで、サービス担当者会議やモニタリングを省略可能としたものをいう。以下同じ。）
- (ウ) ケアマネジメントC（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントで、地域の人

材や社会資源の活用を図る介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。)

- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できる。

- (1) 法115条の45の3第1項に基づく指定事業者による実施
- (2) 法115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(第1号事業の対象者)

第6条 第4条第1項第1号に掲げる事業の利用の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 施行規則第140条の62の4第2号に掲げる第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）
- (3) 第4条第1項第1号イ(ウ)に掲げる事業を、居宅要支援被保険者又は事業対象者のときから継続して利用する居宅要介護被保険者

(第1号事業の利用、利用者台帳の整備等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者が、第1号事業を利用しようとするときは、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に居住地を担当する地域包括支援センターが実施した基本チェックリスト及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第2号。以下「届出書」という。）を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 要介護又は要支援、事業対象者の認定を受けていない者
 - (2) 事業対象者の認定を既に受けている者であって、基本チェックリストの有効期間が満了する者
 - (3) 要介護又は要支援認定を既に受けている者であって、認定の有効期間の満了にあたり、要介護又は要支援認定の申請を行わない者
- 2 前項第2号又は第3号に該当する者は、基本チェックリスト又は認定の有効期間の満了日の30日前から満了日まで基本チェックリストを実施し、有効期間の満了日まで前項に規定する申請をしなければならない。
- 3 第1項の申請において第1項第2号に該当する者は、第1項に規定する届出書の添付を省略することができる。

- 4 市長は、第1項の申請を受理したときは、内容を審査し、利用が決定した場合は、事業対象者である旨及び基本チェックリスト実施日、担当地域包括支援センター名を記載した被保険者証を交付する。
- 5 前項で受理した申請が第2項の申請であるときは、基本チェックリスト又は認定の有効期間の満了日の翌日を基本チェックリスト実施日とする。
- 6 第1項に規定する申請書等の提出は、地域包括支援センターが代行することができる。
- 7 第4項の利用が決定した者（以下「利用者」という。）は、事業の利用を取消すときは、予め弘前市介護予防・日常生活支援総合事業利用取消届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、利用者台帳を備えるとともに、利用者台帳に必要な事項を記載し、保管しなければならない。

（基本チェックリストの有効期間）

第8条 基本チェックリストの有効期間は、次の各号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- (1) 基本チェックリスト実施日から当該日が属する月の末日までの期間
 - (2) 2年間
- 2 基本チェックリスト実施日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第2号の期間を基本チェックリストの有効期間とする。

（総合事業に係る費用の額）

第9条 総合事業に係る費用の額は、別表第1に定める単位数に10を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、総合事業に係る費用に関し必要な事項は、別に定める。

（総合事業に係る支給費の額）

第10条 市長は、利用者が総合事業を利用した場合は、総合事業を実施した事業者に対し、第9条で算定した費用の額の100分の90（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の80又は100分の70）に相当する額を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業に係る支給費に関し必要な事項は、別に定める。

（第1号事業支給費の額の特例）

第11条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、利用者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、法第50条及び60条の規定に基づき弘前市が定める介護給付の割合及び予防給付の割合を定める要綱の規定を準用する。
- 3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

（支給限度額）

第12条 支給限度額の算定は法第55条に規定する介護予防サービスに関わる支給限度額と同額とする。事業対象者に係る支給限度額は、要支援状態区分の要支援1と同額とする。

- 2 総合事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定する。
- 3 事業対象者については、支給限度額を算定する事業は、指定事業者によるサービス事業に限る。

(利用料)

第13条 利用者は、別表第2に定める利用料を負担する。

- 2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。
- 3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付する。

(高額介護予防サービス費等相当事業等の実施)

- 第14条 市長は、事業において、法61条に規定する高額介護予防サービス費及び法61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。
- 2 前項に掲げる高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額の支給要件、支給額その他必要な事項は、政令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、関係する機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(弘前市の区域外の事業所に係る特例)

第16条 第9条、第10条の規定にかかわらず、弘前市の区域外にある事業所（市長が行った指定事業者の指定に係るものに限る。）において指定事業者が行う事業が行われる場合において、市長が適当であると認めるときは、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額及び当該指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額並びに当該指定事業者が行う事業に関する基準は、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の長が定めるところによるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則 (平成31年1月24日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月25日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月1日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条第1項関係）

サービス内容		単位数		対象者	
訪問介護相当サービス	イ 訪問介護相当サービス（Ⅰ）	週1回程度	1,176 単位/月	要支援1・2、事業対象者（要支援から移行した者（以下「移行者」という。）に限る）	
	ロ 訪問介護相当サービス（Ⅱ）	週2回程度	2,349 単位/月		
	ハ 訪問介護相当サービス（Ⅲ）	週2回を超える程度	3,727 単位/月		
	ニ 初回加算	200 単位/月		要支援1・2、事業対象者（移行者）	
	ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月		
		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月		
	ヘ 口腔連携強化加算	50 単位/月			
	ト 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 137/1000 を乗じた単位		
		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 100/1000 を乗じた単位		
		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に 55/1000 を乗じた単位		
チ 介護職員等特定処遇改善	(1) 特定処遇改善	所定単位数に 63/1000 を乗じ			

加算	加算（Ⅰ）	た単位
	(2) 特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位に 42/1000 を乗じた単位
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位に 24/1000 を乗じた単位	
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位に 245/1000 を乗じた単位
	(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位に 224/1000 を乗じた単位
	(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位に 182/1000 を乗じた単位
	(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位に 145/1000 を乗じた単位
	(5) 処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位に 221/1000 を乗じた単位
	(6) 処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位に 208/1000 を乗じた単位
	(7) 処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位に 200/1000 を乗じた単位
	(8) 処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位に 187/1000 を乗じた単位
	(9) 処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位に 184/1000 を乗じた単位
	(10) 処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位に 163/1000 を乗じた単位
	(11) 処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位に 163/1000 を乗じた単位
	(12) 処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位に 158/1000 を乗じた単位
	(13) 処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位に 142/1000 を乗じた単位
	(14) 処遇改善加算（Ⅴ）（10）	所定単位に 139/1000 を乗じた単位
	(15) 処遇改善加算（Ⅴ）（11）	所定単位に 121/1000 を乗じた単位
	(16) 処遇改善加算（Ⅴ）（12）	所定単位に 118/1000 を乗じた単位
	(17) 処遇改善加算（Ⅴ）（13）	所定単位に 100/1000 を乗じた単位
	(18) 処遇改善加算（Ⅴ）（14）	所定単位に 76/1000 を乗じた単位

		算 (V) (14)	た単位	
	ル 特別地域加算	所定単位数に 15/100 を乗じた単位		
	ヲ 中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に 10/100 を乗じた単位		
	ワ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に 5/100 を乗じた単位		
(備考)				
<p>1 イ～ハは、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に対してサービスを行った場合は、所定単位数に 90/100 を乗じ、事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数に 85/100 を乗じる。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所が、同一敷地内建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数に 88/100 を乗じる。</p> <p>2 イ～ハは、高齢者虐待防止措置未実施減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算する。</p> <p>3 イ～ハは、業務継続計画未策定減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算する。尚、令和 7 年 3 月 31 日までは適用しない。</p> <p>4 ト～ヌにおける所定単位数、イ～へにより算定した単位数の合計とする。</p> <p>5 ル～ワにおける所定単位数は、イ～ハにより算定した単位数とする。</p> <p>6 ト～ワは、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。</p> <p>7 ト～リは、令和 6 年 5 月 31 日まで適用する。</p> <p>8 ヌは、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。</p> <p>9 加算や減算に関する基準要件については、訪問介護における基準要件に準ずることとする。</p>				
生活支援サービス	イ 生活支援サービスⅠ型	週 1 回程度	215 単位/回 (月 4 回まで)	要支援 1・2、事業対象者、事業対象者 (移行者)
			935 単位/月 (月 5 回以上)	
		週 2 回程度	215 単位/回 (月 8 回まで)	
			1,868 単位/月 (月 9 回以上)	
	ロ 生活支援サービスⅡ型 (1 日 2 回の利用は可とするが、2 時間以内の連続利用は不可とする。)	Ⅰ型に換算して週 1 回程度	120 単位/回 (月 7 回まで)	
			935 単位/月 (月 8 回以上)	
		Ⅰ型に換算して週 2 回程度	120 単位/回 (月 15 回まで)	
			1,868 単位/月 (月 16 回以上)	
	ハ 初回加算	200 単位/月		
	ニ 特定地域加算	10 単位/回		
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に 137/1000 を乗じた単位		
	(2) 処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数に 100/1000 を乗じた単位		
	(3) 処遇改善加算	所定単位数に 55/1000 を乗じた		

	(Ⅲ)	単位
へ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位に 63/1000 を乗じた単位
	(2) 特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位に 42/1000 を乗じた単位
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位に 24/1000 を乗じた単位	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位に 245/1000 を乗じた単位
	(2) 処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位に 224/1000 を乗じた単位
	(3) 処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位に 182/1000 を乗じた単位
	(4) 処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位に 145/1000 を乗じた単位
	(5) 処遇改善加算 (Ⅴ) (1)	所定単位に 221/1000 を乗じた単位
	(6) 処遇改善加算 (Ⅴ) (2)	所定単位に 208/1000 を乗じた単位
	(7) 処遇改善加算 (Ⅴ) (3)	所定単位に 200/1000 を乗じた単位
	(8) 処遇改善加算 (Ⅴ) (4)	所定単位に 187/1000 を乗じた単位
	(9) 処遇改善加算 (Ⅴ) (5)	所定単位に 184/1000 を乗じた単位
	(10) 処遇改善加算 (Ⅴ) (6)	所定単位に 163/1000 を乗じた単位
	(11) 処遇改善加算 (Ⅴ) (7)	所定単位に 163/1000 を乗じた単位
	(12) 処遇改善加算 (Ⅴ) (8)	所定単位に 158/1000 を乗じた単位
	(13) 処遇改善加算 (Ⅴ) (9)	所定単位に 142/1000 を乗じた単位
	(14) 処遇改善加算 (Ⅴ) (10)	所定単位に 139/1000 を乗じた単位
	(15) 処遇改善加算 (Ⅴ) (11)	所定単位に 121/1000 を乗じた単位
	(16) 処遇改善加算 (Ⅴ) (12)	所定単位に 118/1000 を乗じた単位
	(17) 処遇改善加算	所定単位に 100/1000 を乗じ

	(V) (13)	た単位
	(18) 処遇改善加算	所定単位に 76/1000 を乗じ
	(V) (14)	た単位

(備考)

1 ニの対象地域は、【東部圏域】小金崎、乳井、八幡館、薬師堂【西部圏域】藍内、愛宕、大助、兼平、紙漉沢、葛原、国吉、熊嶋、黒滝、黒土、高野、五所、五代、坂市、桜庭、沢田、新法師、昴、相馬、高岡、高屋、龍ノ口、館後、常盤野、鳥井野、中野（丁目以外）、中畑、新潟、如来瀬、鼻和、番館、百沢、平山、藤沢、真土、宮地、八幡、水木在家、湯口、横町、吉川、米ヶ袋、【南部圏域】一野渡、狼森、大和沢、小栗山、小沢、坂元、清水森、下湯口、松木平【北部圏域】青女子、大森、小友、鬼沢、折笠、貝沢、笹館、種市、十腰内、十面沢、富栄、中別所、檜木、糠坪、百沢、細越、蒔苗、宮館、三和、弥生とする。

2 ニの算定回数の上限は次のとおりとする。

○ I型に換算して週1回程度の支援が必要な場合

		II型									備考
I 型	回数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	・左の表にある回数のみ算定が可能（1～8回） ・ <input type="checkbox"/> は算定不可
	0	—	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	
	1	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	<input type="checkbox"/>	
	2	2回	3回	4回	5回	6回	7回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3	3回	4回	5回	6回	7回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4	4回	5回	6回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5以上	5回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

○ I型に換算して週2回程度の支援が必要な場合

		II型														
I 型	回数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考 ・表にある回数のみ算定が可能（1～16回） ・ <input type="checkbox"/> は算定不可	
	0	—	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回		
	1	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回		
	2	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回		
	3	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	<input type="checkbox"/>		
	4	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	5	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	6	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	7	7回	8回	9回	10回	11回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	8	8回	9回	10回	11回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9	9回	10回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
I 型	II型						備考									
		13	14	15	16	・表にある回数のみ算定が可能（1～16回） ・ <input type="checkbox"/> は算定不可										
	0	13回	14回	15回	16回											
	1	14回	15回	16回	<input type="checkbox"/>											
2	15回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												

	3									
<p>3 利用者の状態については、生活支援サービスⅠ型に換算した際の状態とする。</p> <p>4 ニについては、事業所と同一敷地内にある高齢者住宅に居住する利用者について加算算定はできないこととする。</p> <p>5 ホ～チについては、所定単位は、イ～ニにより算定した単位数の合計とする。</p> <p>6 ホ～チについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。</p> <p>7 ホ～トは、令和6年5月31日まで適用する。</p> <p>8 チは、令和6年6月1日から適用する。</p> <p>9 訪問介護相当サービスと共通の加算に関する基準要件については、訪問介護相当サービスにおける基準要件に準ずることとする。</p>										
通所介護相当サービス	イ 通所介護相当サービス (Ⅰ)	1,798 単位/月				要支援1、事業対象者 (移行者)				
	ロ 通所介護相当サービス (Ⅱ)	週1回程度	1,811 単位/月		要支援2					
	ハ 通所介護相当サービス (Ⅲ)	週2回程度	3,621 単位/月							
	ニ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5/100を乗じた単位を加算		要支援1・2、事業対象者 (移行者)						
	ホ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月								
	へ 同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合	-376 単位/月		要支援1、事業対象者 (移行者)					
		週1回程度	-376 単位/月		要支援2					
		週2回程度	-752 単位/月							
	ト 事業所が送迎を行わない場合	-47 単位 (片道につき)		要支援1・2、事業対象者 (移行者)						
	チ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月		要支援1・2、事業対象者 (移行者)						
	リ 栄養アセスメント加算	50 単位/月								
	ヌ 栄養改善加算	200 単位/月								
	ル 口腔機能向上加算	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150 単位/月							
		口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160 単位/月							
ヲ 一体的サービス提供	480 単位/月									

供加算					
ワ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	88 単位/月		要支援 1、事業対象者 (移行者)	
		週 1 回程度	88 単位/月		要支援 2
		週 2 回程度	176 単位/月		
	(2) サービス提供体制強化加算 (II)	72 単位/月		要支援 1、事業対象者 (移行者)	
		週 1 回程度	72 単位/月		要支援 2
		週 2 回程度	144 単位/月		
	(3) サービス提供体制強化加算 (III)	24 単位/月		要支援 1、事業対象者 (移行者)	
		週 1 回程度	24 単位/月		要支援 2
		週 2 回程度	48 単位/月		
カ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算 (I)	100 単位/月		要支援 1・2、事業対象者 (移行者)	
	生活機能向上連携加算 (II)	200 単位/月			
ヨ 口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 単位/回 6 月に 1 回を限度			
	口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 単位/回 6 月に 1 回を限度			
タ 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40 単位/月			
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (I)	所定単位の 59/1000 を乗じた単位			
	(2) 処遇改善加算 (II)	所定単位の 43/1000 を乗じた単位			
	(3) 処遇改善加算 (III)	所定単位の 23/1000 を乗じた単位			
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 特定処遇改善加算 (I)	所定単位の 12/1000 を乗じた単位			
	(2) 特定処遇改善加算 (II)	所定単位の 10/1000 を乗じた単位			
ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の 11/1000 を乗じた単位				
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (I)	所定単位の 92/1000 を乗じた単位			
	(2) 処遇改善加算 (II)	所定単位の 90/1000 を乗じた単位			

	(3) 処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位に80/1000を乗じた単位
	(4) 処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位に64/1000を乗じた単位
	(5) 処遇改善加算 (Ⅴ) (1)	所定単位に81/1000を乗じた単位
	(6) 処遇改善加算 (Ⅴ) (2)	所定単位に76/1000を乗じた単位
	(7) 処遇改善加算 (Ⅴ) (3)	所定単位に79/1000を乗じた単位
	(8) 処遇改善加算 (Ⅴ) (4)	所定単位に74/1000を乗じた単位
	(9) 処遇改善加算 (Ⅴ) (5)	所定単位に65/1000を乗じた単位
	(10) 処遇改善加算 (Ⅴ) (6)	所定単位に63/1000を乗じた単位
	(11) 処遇改善加算 (Ⅴ) (7)	所定単位に56/1000を乗じた単位
	(12) 処遇改善加算 (Ⅴ) (8)	所定単位に69/1000を乗じた単位
	(13) 処遇改善加算 (Ⅴ) (9)	所定単位に54/1000を乗じた単位
	(14) 処遇改善加算 (Ⅴ) (10)	所定単位に45/1000を乗じた単位
	(15) 処遇改善加算 (Ⅴ) (11)	所定単位に53/1000を乗じた単位
	(16) 処遇改善加算 (Ⅴ) (12)	所定単位に43/1000を乗じた単位
	(17) 処遇改善加算 (Ⅴ) (13)	所定単位に44/1000を乗じた単位
	(18) 処遇改善加算 (Ⅴ) (14)	所定単位に33/1000を乗じた単位
ナ 地域資源連携加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	(1) Ⅰ : 5,000 円/回、(2) Ⅱ : 5,000 円/回 (3) Ⅲ : 10,000 円/回	
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 イ～ハについて、利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/1000を乗じる。 2 イ～ハについて、人員基準欠如に該当する場合は、所定単位数に70/1000を乗じる。 3 イ～ハは、高齢者虐待防止措置未実施減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。 4 イ～ハは、業務継続計画未策定減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場 		

合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。

- 5 ニにおける所定単位数は、イ～ハにより算定した単位数とする。
- 6 レ～ネにおける所定単位数は、イ～タにより算定した単位数とする。
- 7 ナについては、介護サービスからの卒業にあたり、地域資源（※）と連携し利用に繋がられた場合に交付する。（※地域資源とは、一般介護予防事業、市で認定した居場所や各種体操教室等、地域型デイサービスに限る。）
- 8 ナの(1)については、介護サービス卒業後2月以上地域資源を利用した場合に算定する。
- 9 ナの(2)については、地域資源の利用が6月以上継続した場合に算定する。
- 10 ナの(3)については、地域資源の利用が12月以上継続した場合に算定する。
- 11 ニ、へ、ワ、レ～ネについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。
- 12 レ～ツは、令和6年5月31日まで適用する。
- 13 ネは、令和6年6月1日から適用する。
- 14 加算や減算に関する基準要件については、通所介護における基準要件に準ずることとする。

生きがい型デイサービス	イ 生きがい型デイサービス (I)	305 単位/回 (月 4 回まで)		要支援1、事業対象者、事業対象者 (移行者)
		1,318 単位/月 (月 5 回以上)		
	ロ 生きがい型デイサービス (II)	週 1 回程度	305 単位/回 (月 4 回まで)	要支援2
			1,318 単位/月 (月 5 回以上)	
		週 2 回程度	305 単位/回 (月 8 回まで)	
			2,702 単位/月 (月 9 回以上)	
	ハ 特定地域加算	10 単位/回		要支援1・2、事業対象者、事業対象者 (移行者)
	ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (I)	所定単位数に 59/1000 を乗じた単位	
		(2) 処遇改善加算 (II)	所定単位数に 43/1000 を乗じた単位	
		(3) 処遇改善加算 (III)	所定単位数に 23/1000 を乗じた単位	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 特定処遇改善加算 (I)	所定単位数に 12/1000 を乗じた単位		
	(2) 特定処遇改善加算 (II)	所定単位数に 10/1000 を乗じた単位		
へ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に 11/1000 を乗じた単位			
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (I)	所定単位数に 92/1000 を乗じた単位		
	(2) 処遇改善加算 (II)	所定単位数に 90/1000 を乗じた単位		
	(3) 処遇改善加算 (III)	所定単位数に 80/1000 を乗じた単位		
	(4) 処遇改善加算	所定単位数に 64/1000 を乗		

	(IV)	じた単位
	(5) 処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数に 81/1000 を乗じた単位
	(6) 処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数に 76/1000 を乗じた単位
	(7) 処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数に 79/1000 を乗じた単位
	(8) 処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数に 74/1000 を乗じた単位
	(9) 処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数に 65/1000 を乗じた単位
	(10) 処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数に 63/1000 を乗じた単位
	(11) 処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数に 56/1000 を乗じた単位
	(12) 処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数に 69/1000 を乗じた単位
	(13) 処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数に 54/1000 を乗じた単位
	(14) 処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数に 45/1000 を乗じた単位
	(15) 処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数に 53/1000 を乗じた単位
	(16) 処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数に 43/1000 を乗じた単位
	(17) 処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数に 44/1000 を乗じた単位
	(18) 処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数に 33/1000 を乗じた単位
チ 地域資源連携加算 I・II・III	(1) I : 5,000 円/回、(2) II : 5,000 円/回 (3) III : 10,000 円/回	

(備考)

- ハに関する基準要件については、生活支援サービスにおける基準要件に準ずることとする。
- ハにおける算定回数の上限は次のとおり

サービス名	利用者の状態	上限回数
生きがい型デイサービス	週1回程度	5回/月
	週2回程度	9回/月

- ニ～トにおける所定単位数は、イ～ハにより算定した単位数とする。
- ニ～チについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。
- ニ～ハは、令和6年5月31日まで適用する。

<p>6 トは、令和6年6月1日から適用する。</p> <p>7 チに関する基準要件については、通所介護相当サービスにおける基準要件に準ずることとする。</p>			
地域型デイサービス	イ 基本報酬	利用者としての参加1人あたり 500円/回	要支援1・2、 事業対象者、事業対象者(移行者)、要介護1・2(新規認定申請時に要支援1・2又は事業対象者、事業対象者(移行者)であって当該サービスを利用していた者に限る。)
<p>(備考)</p> <p>1 報酬は、週1回分までを算定対象とする。</p>			
通所型サービスC	イ 基本報酬	300単位/回	要支援1・2、 事業対象者、事業対象者(移行者)
	ロ 地域資源連携加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	(1)Ⅰ：5,000円/回 (2)Ⅱ：5,000円/回 (3)Ⅲ：10,000円/回	
<p>(備考)</p> <p>1 ロについては、支給限度の対象外の算定項目とする。</p> <p>2 ロに関する基準要件については、通所介護相当サービスにおける基準要件に準ずることとする。</p>			
介護予防ケアマネジメント	イ ケアマネジメントA	(1)基本報酬	442単位/月
		(2)初回加算	300単位/月
		(3)委託連携加算	300単位/月
	ロ ケアマネジメントB	(1)基本報酬	330単位/月
		(2)初回加算	300単位/月
		(3)担当者会議開催加算	100単位/月
		(4)モニタリング加算	50単位/月
		(5)委託連携加算	300単位/月
ハ ケアマネジメントC	(1)基本報酬	200単位/月	
	(2)初回加算	300単位/月	
ニ 地域資源連携加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	(1)Ⅰ：5,000円/回、(2)Ⅱ：5,000円/回 (3)Ⅲ：10,000円/回		

(備考)

- 1 イ～ハは、高齢者虐待防止措置未実施減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。
- 2 イ～ハは、業務継続計画未策定減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。尚、令和7年3月31日までは適用しない。
- 3 ロの(4)について、同月内に(3)を実施した場合は、(3)実施による加算のみ算定する。
- 4 ニに関する基準要件については、通所介護相当サービスにおける基準要件に準ずることとする。

別表第2 (第13条第1項関係)

サービス名	利用料
訪問介護相当サービス 生活支援サービスⅠ・Ⅱ	別表第1に定める費用の額の100分の10(法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の20又は100分の30)
地域型ヘルパーサービス	実施主体により異なる
通所介護相当サービス 生きがい型デイサービス 通所型サービスC	別表第1に定める費用の額の100分の10(法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の20又は100分の30)
地域型デイサービス	実施主体により異なる
介護予防ケアマネジメントA 介護予防ケアマネジメントB 介護予防ケアマネジメントC	自己負担なし